令和８年８月定例

四万十町教育委員会

会 議 資 料

日　時：令和８年８月１０日（月）午前９時００分

場　所：四万十町役場本庁東庁舎 ２階 町民活動支援室

会　議　次　第

１　開　会

２　教育長あいさつ

３　会議録署名委員の指名

４　議　題
① 議案第１号　四万十町立図書館・美術館条例の改正について
② 議案第２号　就学等教育支援委員会委員の委嘱及び任命について
③ 議案第３号　四万十町立小中学校教職員働き方改革推進委員会設置要綱の一部改正ついて

５　協議事項
① 令和７年度四万十町教育委員会自己点検・自己評価について

６　報告事項

７　その他
① 今後の日程について

教 育 長	川上　武史
委　　員	横山　順一、　谷口　和史、　野中　裕子、　西谷　史
事 務 局	今西　浩一、　橋本　剛臣、　藤原　直美、　中井　智之

議案第１号

四万十町立図書館・美術館条例の改正について

四万十町立図書館設置条例及び四万十町立美術館条例の一部を改正する条例を下記のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和８年８月１０日提出

四万十町教育長　川上　武史

記

四万十町立図書館設置条例及び四万十町立美術館条例の一部を改正する条例

（四万十町立図書館設置条例の一部改正）

第１条　四万十町立図書館設置条例（平成18年四万十町条例第175号）の一部を次のように改正する。

第４条に次の１項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、若しくは臨時に開館し、又は開館時間を変更することができる。

第６条を次のように改める。

（損害の賠償等）

第６条　図書館を利用する者は、図書館の資料又は施設若しくは設備器具等を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、委員会の指示に従いこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

２　委員会は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

（四万十町立美術館条例の一部改正）

第２条　四万十町立美術館条例（平成18年四万十町条例第180号）の一部を次のように改正する。

第５条ただし書を削り、同条第３号中「12月27日」を「12月28日」に、「１月５日」を「１月４日」に改め、同条に次の１項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、町長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は臨時に開館することができる。

第６条第１項中「午前10時から午後５時30分まで」を「午前９時30分から午後６時まで」に、「午前10時から午後４時30分まで」を「午前９時から午後５時まで」に改め、同条第２項中「町長は、」を削り、「、特に」を「、町長が特に」に、「前項の開館時間」を「開館時間」に改める。

第７条中「その他」を削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

参　考

【要旨】

町立図書館本館及び町立美術館は、同一施設内で運営しているものの、開館時間や休館日に関する規定に相違があるほか、臨時休館や開館時間の変更に関する規定が明記されておらず、条例と実際の運用に乖離が生じていました。

当該施設については、前年度に改修工事を実施し、今後も現施設において継続して運営することが見込まれることから、運営実態に即した制度とするため、所要の条例改正を行うものです。

【条例改正の内容】

１．町立図書館及び町立美術館の開館時間を統一します。
２．利用者の安全確保及び適切な施設運営を図るため、臨時休館並びに開館時間及び休館日の変更を行うことができる旨を明記します。
３．図書館利用者が資料等を損傷等した場合の損害賠償について、賠償額を減額し、又は免除することができる規定を明記します。
４．その他字句の整理等を行います。

【新旧対照表】

別紙のとおり

【施行期日】

公布の日

【根拠法令】

図書館法（昭和25年法律第118号）抜粋

（設置）
第10条　公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（公の施設の設置、管理及び廃止）
第244条の2　普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。
２～11　（略）

四万十町立図書館設置条例の一部改正　新旧対照表

改正後	改正前
（休館日及び開館時間） 第４条　図書館の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。 （１）　休館日 ア　年始　１月２日から１月４日まで イ　年末　12月28日から12月31日まで ウ　毎週月曜日 エ　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 （２）　開館時間 ア　火曜日から土曜日までは、午前９時30分から午後６時までとする。 イ　日曜日は、午前９時から午後５時までとする。 ２　前項の規定にかかわらず、委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、若しくは臨時に開館し、又は開館時間を変更することができる。	（休館日及び開館時間） 第４条　図書館の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。 （１）　休館日 ア　年始　１月２日から１月４日まで イ　年末　12月28日から12月31日まで ウ　毎週月曜日 エ　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 （２）　開館時間 ア　火曜日から土曜日までは、午前９時30分から午後６時までとする。 イ　日曜日は、午前９時から午後５時までとする。
（職員） 第５条　法第13条の規定に基づき、委員会は、図書館に館長、副館長及び必要な職員を置く。	（職員） 第５条　法第13条の規定に基づき、委員会は、図書館に館長、副館長及び必要な職員を置く。
（損害の賠償等） 第６条　図書館を利用する者は、図書館の資料又は施設若しくは設備器具等を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、委員会の指示に従いこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。 ２　委員会は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。	（損害の弁償） 第６条　故意又は過失により、図書及び資料並びに設備、器具を甚だしく汚損し、又は紛失したときは、現品又は相当の代価をもって弁償しなければならない。

四万十町立美術館条例の一部改正　新旧対照表

改正後	改正前
（休館日） 第５条　美術館の休館日は、次のとおりとする。 （１）　毎週月曜日 （２）　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 （３）　12月28日から翌年の１月４日まで ２　前項の規定にかかわらず、町長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は臨時に開館することができる。	（休館日） 第５条　美術館の休館日は、次のとおりとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。 （１）　毎週月曜日 （２）　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 （３）　12月27日から翌年の１月５日まで
（開館時間） 第６条　美術館の開館時間は、午前９時30分から午後６時までとする。ただし、日曜日については、午前９時から午後５時までとする。 ２　前項の規定にかかわらず、町長が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。	（開館時間） 第６条　美術館の開館時間は、午前10時から午後５時30分までとする。ただし、日曜日については、午前10時から午後４時30分までとする。 ２　町長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。
（職員） 第７条　美術館に館長、副館長及び必要な職員を置く。	（職員） 第７条　美術館に館長、副館長及びその他必要な職員を置く。

議案第２号

就学等教育支援委員会委員の委嘱及び任命について

四万十町就学等教育支援委員会規則（平成18年四万十町教育委員会規則第10号）第３条の規定に基づき、四万十町就学等教育支援委員会の委員を下記のとおり委嘱又は任命することについて、委員会の意見を求める。

令和８年８月１０日提出

四万十町教育長　川上　武史

記

区　分	氏　名	備　考
（１）　学識経験者	野村　泰子	教育研究所長
	西田　香利	教育研究所発達教育等支援員
（２）　医師	澤田　由紀子	医師
（３）　関係教育機関の職員	宮﨑　貴文	中村特別支援学校教諭
	土居　一平	中村特別支援学校教諭
	岡村　麻衣子	窪川児童福祉協会事務局長
	森田　麻里	仁井田小学校長
	岩井　崇通	十和中学校長
（４）　関係行政機関の職員	森　太亮	健康福祉課総括技幹兼保健師
	土居　有希	健康福祉課保健師
（５）　教育委員会事務局職員	今西　浩一	教育次長
	橋本　剛臣	学校教育課長

任期　：　令和８年９月１日 ～ 令和９年３月３１日

参 考

○　四万十町就学等教育支援委員会規則　抜粋

（平成18年四万十町教育委員会規則第10号）

（設置）

第１条　障害のある就学予定児及び学齢児童生徒（以下「障害のある児童生徒等」という。）の適切な就学を図るため、四万十町就学等教育支援委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（任務）

第２条　委員会は、四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の要請に応じて、次に掲げる事項について調査審議し、助言等を行う。

（１）　障害のある児童生徒等の適切な就学指導及びこれにかかわる必要な事項に関すること。

（２）　その他障害のある児童生徒等の就学に係る教育相談に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員15人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命又は委嘱する。

（１）　学識経験者

（２）　医師

（３）　関係教育機関の職員

（４）　関係行政機関の職員

（５）　教育委員会事務局職員

（任期）

第４条　委員の任期は１年とし、再任は妨げない。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

議案第３号

四万十町立小中学校教職員働き方改革推進委員会設置要綱の改正について

四万十町立小中学校教職員働き方改革推進委員会設置要綱の一部を改正する訓令を下記のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和８年８月１０日提出

四万十町教育長　川上　武史

記

四万十町立小中学校教職員働き方改革推進委員会設置要綱の一部を改正する訓令

四万十町立小中学校教職員働き方改革推進委員会設置要綱（令和２年四万十町教育長訓令第５号）の一部を次のように改正する。

第１条中「四万十町立小中学校教職員の働き方改革推進プラン（以下「推進プラン」という。）を策定するため」を削る。

第２条中「について調査及び審議を行う」を「を所掌する」に、同条第１号中「推進プランの策定」を「四万十町業務量管理・健康確保等措置実施計画」に改める。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

四万十町立小中学校教職員働き方改革推進委員会設置要綱の一部を改正する訓令　新旧対照表

改正後	改正前
（設置） 第１条　四万十町立小中学校に勤務する教職員（以下「教職員」という。）が誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、教育活動の質の維持及び向上を図ることを目的として、四万十町立小中学校教職員働き方改革推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。	（設置） 第１条　四万十町立小中学校に勤務する教職員（以下「教職員」という。）が誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、教育活動の質の維持及び向上を図ることを目的として四万十町立小中学校教職員の働き方改革推進プラン（以下「推進プラン」という。）を策定するため、四万十町立小中学校教職員働き方改革推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。
（所掌事項） 第２条　推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。 （１）　四万十町業務量管理・健康確保等措置実施計画に関する事項 （２）　前号に掲げるもののほか、教職員を対象とした働き方改革の推進に向けた取組を円滑に実施するために必要な事項	（所掌事項） 第２条　推進委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。 （１）　推進プランの策定に関する事項 （２）　前号に掲げるもののほか、教職員を対象とした働き方改革の推進に向けた取組を円滑に実施するために必要な事項